

中部におけるフェリー・RORO船を活用した物流効率化推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「中部におけるフェリー・RORO船を活用した物流効率化推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、中部において陸上輸送からフェリー・RORO船等の海上輸送へモーダルシフトを促進し、持続可能で効率的な物流網の構築を目指すため、中部の荷主、陸上輸送事業者及び海上輸送事業者等が連携し、課題を整理するとともに、その推進策を検討し、実施することを目的とする。

(構成)

第3条 本協議会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。ただし、人事異動等により、新たに就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。また、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 本協議会には座長を置く。座長は協議会委員の互選により決定する。
2 座長は会務を総括し、協議会の議長となる。
3 座長に事故があるときは、事務局と協議のうえ職務の代行者を決定する。

(運営方法等)

第5条 第2条から第4条に掲げるもののほか、本協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、本協議会において定める。

(事務局)

第6条 事務局の庶務は、構成員の協力を得て、国土交通省中部地方整備局港湾空港部及び国土交通省中部運輸局交通政策部からなる共同事務局において処理する。

(附則)

第7条 本要綱は、平成30年4月13日から施行する

【別紙】

中部におけるフェリー・RORO船を活用した物流効率化推進協議会
(敬称略、順不同)

委員 朝日大学 経営学部 経営学研究科 教授 土井 義夫
委員 名古屋工業大学 大学院 工学研究科 教授 秀島 栄三
委員 名城大学 経済学部長 教授 山本 雄吾
委員 東京大学 工学系研究科 システム創成学専攻 准教授 柴崎 隆一
委員 東海大学 海洋学部 航海工学科 航海学専攻 准教授 高嶋 恭子
委員 愛知県商工会議所連合会
委員 一般社団法人静岡県商工会議所連合会
委員 三重県商工会議所連合会
委員 岐阜県商工会議所連合会
委員 一般社団法人中部経済連合会
委員 佐川急便株式会社
委員 鈴与株式会社
委員 東海協和株式会社
委員 一般社団法人 愛知県トラック協会
委員 一般社団法人 静岡県トラック協会
委員 一般社団法人 三重県トラック協会
委員 一般社団法人 岐阜県トラック協会
委員 栗林商船株式会社
委員 太平洋フェリー株式会社
委員 マルエーフェリー株式会社
委員 川崎近海汽船株式会社
委員 商船三井フェリー株式会社
委員 株式会社フジトランス コーポレーション
関係機関 愛知県 建設部
関係機関 静岡県 交通基盤部
関係機関 三重県 県土整備部
関係機関 岐阜県 県土整備部
関係機関 名古屋港管理組合 企画調整室
関係機関 四日市港管理組合 経営企画部
関係機関 経済産業省中部経済産業局 産業部
事務局 国土交通省中部地方整備局 港湾空港部
事務局 国土交通省中部運輸局 交通政策部